

## 【観光税制度検討分科会について（第2回会合）】

### 議事録（概要版）

#### ■概要

日時	平成30年12月27日（木）9：30～12：00
場所	沖縄県自治研修所8階特別研修室
参加者	湧川分科会長、花井委員、川口委員、野原委員、與座委員、赤嶺委員、伊波委員、石坂委員、小田委員、國吉委員、白石委員、坂本委員代理、松田委員、通事委員

#### ■議事録

##### ○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 仲里班長）

（配付資料の確認）

それでは、これから第2回の観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会を開催いたします。議事の進行につきましては、本分科会の分科会長であります湧川分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

##### ○湧川分科会長

年末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。この観光目的税、前回の分科会もそうですが、マスコミにそれなりに取り上げていただいております。そしてまた、議会の方でも質問が数件ございました。これをみると県民の関心の高さが伺えると思いますが、この委員会の役割が逆に重要だと再認識したところでございます。

前回の分科会のおさらいをしたいと思います。前回で確認できたのは、納税義務者が、宿泊者であること、それから徴収方法が特別徴収によること、それから課税標準が宿泊日数によることという3点が確認できました。

課税客体については、課税免除と連動しているということがございまして、課税免除と一緒に検討する事となりました。その課税免除については、一万円未満を免除とするという事務局案に対して、平成25年度の法定外目的税の制度協議会の審議結果を環境の変化等を考慮せずにそのまま踏襲していること、もしくは税の公平性の観点で問題があるなど委員から様々な厳しい意見があったかと思っております。

税率や用途についても各委員から様々な意見が出ました。今回は前回の委員の意見も踏まえながら事務局の方で資料をまとめてきております。観光目的税の導入にあたって、理想とする制度のあり方について、検討すべき事項が多々あるかと思っております。一方では税の実務と言いますか、そういったことにおける事情もあるかと思っております。その中で思うのは必要とする新たな施策に対応できる財源を確保できる内容となっているのかどうか。宿泊事業者や県民の理解が得られるような内容になっているのかどうか。それから税実務の整合性などの3点を踏まえて検討していく必要があるのかなと思っております。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場から忌憚のない意見を頂ければありがたいと思っております。それでは議事に入らせていただきます。

まずは、報奨金制度の創設について、事務局の方より説明をお願いします。

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料1「報償金制度の創設について」等を説明）

○湧川分科会長

ただいま事務局から説明がありました通り、観光目的税の徴収については、一つ目が、宿泊事業者が沖縄県に代わって税を徴収するという特別徴収の仕組みを取るということです。二つ目には、特別徴収義務者には報償金を支給すると、そしてその報償金の例として他自治体における内容が示されております。ただし、報償金の割合については、作業量が判明した後に特別徴収義務者である宿泊事業者の方の意見を聞いた上で、決定したいということでした。

それからこの徴収のイメージ、システム改修にかかる事業者へのヒアリングについて説明がございました。ただいまの説明について、確認したい事がございましたら質問の方をよろしく願いいたします。

この報償金を支払うということについては、前回も一通り説明はしております。ただ、率がどうなのかということでしたけれども、今回は決定ではなく、今後はヒアリングをしながら決定していくということになります。よろしいでしょうか。

よろしければ、次に移ります。会議次第の観光客アンケートの速報版について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料2「観光客アンケート〈速報版〉について」を説明）

○湧川分科会長

アンケート対象者数が何名でその内インバウンドは何名なのか教えてください。

○事務局（又吉副参事）

アンケートの対象者が1,000名で、今回はすべて国内客となっており、沖縄県を除く46都道府県の方に回答いただいております。国外については、現在、作業を進めている最中で、年度末頃までかかるという状況でございます。

○湧川分科会長

今後、分析が必要なのかなと思うのは、「払いたくない」方が30数%いるとか、観光客が払うべきものではないという意見を持っている方、あとは沖縄への訪問に影響を与える方が26%いるという事が気になる所ですね。そのことへの対策や、その方々に対して、どう説得力のあるような観光目的税を作っていくのかというような工夫が必要となってくるかと思っておりますけれども、いまは、あくまでも単純集計という事ですからもう少し分析を加えて頂ければありがたいと思います。

それでは、ただいまの説明について、確認したい事がございましたら挙手をお願いいたします。

#### ○小田委員

次回アンケートを取られることはないかと思いますが、質問としては、旅行の行き先を決めるときに宿泊税を考えますかとか、当然宿泊税以外にも空港施設使用料も入っていますので、それも含めて旅行の行き先を決めていますかという質問があった方が良いのではないかと思います。

#### ○白石委員

このアンケートで決まるということではないという認識なので、これでいいと思うんですけども、今おっしゃったようなことも含めて、30%もお客様がなくなったらそもそも論でまずいじゃないですか。今のような説明すれば分かってもらえますというような話では、かなりリスクな話を進めていくことになってしまいます。ディスクローズということで、導入した後も前も含めてどういった目的に使用するという説明をした上で、いかがですかという話をしないと、一般的な宿泊税という話だけをしてもこういう結果になるのではないかなと思います。「導入したら来るのをやめますか」という話も含めて、ここで議論した使用目的などをお知らせした上で、いかがでしょうかというアンケートを行った方が良いのではないかなと思います。

#### ○國吉委員

分科会長がおっしゃったように、どう説得するかという話でしたけれど、まずは我々が議論する中で、しっかりと理解しないと説得できないわけですから、そもそも論になりますけれども、二桁の沖縄観光の予算があるのになぜ取るのか、京都にしても一桁しかない状況の中で10億円くらい募ろうとしています、何に使うのかそういう徴収してどの目的、何に配分されるのか、説明できるようにしなければならない。大阪府にしても事業計画の中にインバウンド対策にどう使うとか、いろいろな事が明朗に出ているわけですね。そういうのがない中で、我々は先に取りようというように先走りしていないかなというものがありまして、我々が理解、納得していないとお客様にも説得はできないということになるかと思います。

#### ○花井委員

先行しているところと、今導入しようとして準備しているところについても同じようなことを行っていると思います。それで、どういう結果になっているのか、ひょっとするとどこで行っても同じような傾向で3割くらいは払いたくないという方がいらっしゃるかもしれない。そうした中でも先行して導入されているということであれば、それなりの対応の仕方もあるのかなと思います。何れにしても拙速感は避けたいと思います。

#### ○湧川分科会長

アンケートの質問だけをもって回答した時に、そう答える方々がどこまで理解をして、それに答えたのか。さらに、来年は消費税も上がります。そういう中で、支払いをするというのは誰しも嫌であるというのがストレートな反応かなと思います。

これがどのように使われていくのか、どういう効果を生むのかということをしっかり伝えていく必要があるのかなと思います。

ただ、結果は結果として、そういった意見もあるということですので、それを念頭におきながら私達は制度設計に取り組んでいく必要があるのかなと思います。

他はございますか。

#### ○白石委員

県民の理解というものもありますので、県民もアンケートを取るべきだと思います。先週に持続可能な観光の勉強会というのを県主催でやらせていただいておりますけれども、県民の皆様の観光に対する見方、インフラに対するダメージ、オーバーツーリズムも含めて出てきているところですので、基本的にそこは県民の納得度、最終的には県議会を通る話ですので、そこもしっかりとアンケートを取っておくべきなのかなと思います。

#### ○湧川分科会長

事務局は今の意見について、県民に対するアンケートというのも考えているのですか。

#### ○事務局（又吉副参事）

県民の意識調査というかたちで、29年度から県民意識調査というものを行なっておりまして、今の予定では、隔年毎に実施して行きたいと考えております。29年度の県民意識調査では、観光税のことも行なっているんですが、県民として観光税の導入に関して賛成か反対かというかたちで行うと、半数の51.8%が賛成・やや賛成というかたちで肯定的になっておりまして、反対・やや反対という人が14.5%というような結果となっております。

それから観光税の活用、使途といいますかそれについては公共トイレなどの観光客も利用する公共設備の美化整備の方が、53.8%というかたちで一番多かったという結果となっております。

#### ○白石委員

そのあたりもこの中に掲載して、議論をしておかないとこれから議会を通していくという中で、支払い義務者の人たちとそれから受け入れ側の方々の観光に対する意識と、発生者に対する負担の考え方、何に使うのかという部分もちゃんとディスクローズしておく、かなり明確になってくるのではないかなと思いますので、ぜひ、議論の中に入れていただければと思います。

#### ○川口委員

白石委員の話と似ているんですけども、東京、大阪と言いますと、ほとんどビジネスで泊まる方が多いと思いますけれども、そうしますと、宿泊を経費でということが多くありまして、これが沖縄になりますと、4ページにありますように5の設問のところに、ビジネスホテルに泊まっている方が17.9%おりますけれども、これは観光客も泊まっている部分も多いのかなと思いますので、自分の財布に直結する部分があると思っておりますので、このお金がどこに流れて、どこに、何に使われているのかということを確認に出してご理解いただくというのは非常に大事なかなと思っておりますので、その部分は私からも推していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○白石委員

県民の件についてですが、域内観光というのをやられておりますので、そのクエスチョンの中で県民が宿泊する時に徴収してもいいかどうかというのをぜひアンケートに入れてもらった方がいい。域内ツーリズムというのを非常に県も含めて推しているじゃないですか。取るのは、県民の皆様にとって良いかどうかというクエスチョンはぜひ入れておくべきかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○湧川分科会長

県民やもしくは観光ではないビジネスの客からアンケートを取ると厳しい意見は出てくるかと思っております。ですが、それもまた、大事な点ですので、その人たちがどういった考え方をしているのか、それを把握した上で、説得力のあるような制度設計をどう作るのかが大事だと思いますので、機会を見て、調査もできればありがたいなと思っております。

そのあたりで次に進んで良いでしょうか。それでは会議次第の3の制度設計について移りたいと思っております。前回の分科会で残した課税客体、それから課税免除、税率について、この3点は関連しますので、一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

#### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3「観光目的税の制度設計について」及び資料3-1「観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）について」の項目3等を説明）

#### ○事務局（沖縄県総務部税務課 喜友名副参事）

（税務課喜友名副参事が租税原則、税率設定に係る実務上の論点等について説明）

#### ○湧川分科会長

ただいま事務局の方から説明があった通り、課税免除について修学旅行については次回まで検討させていただきたいということです。それから下宿営業については、課税免除にしたいということでございました。

また、税率の検討にあたっては、公平の原則、中立の原則、簡素の原則、受益者負担、原因者負担に留意すること、あとは税率設定に係る実務上のメリット及びデメリット、徴税コストの考え方と試算額が示されたということでございます。

税収の試算額については、どのような税率設定が望ましいのか審議して、候補を絞って次回の分科会で具体的に示したいとのごことでございました。それでは、論点整理で示した県の考え方を踏まえまして、この課税客体、課税免除、税率設定の考え方について、各委員の考え方をお伺いしたいと考えております。

#### ○白石委員

税を入れるとお客様が減ってしまうというリスクがあるかないかということで、課税免除は考えるべき。公平性の話ですが、前にも言ったように、飛行機代を払ってくる人にあまり課税負担額については考えなくても

いいのではないかと思います。なので、そう言った意味で確認しておきたいのは、県内のお客さんが宿泊した場合は、検討の中に入っているのか入っていないのか、分からないので、むしろ私は修学旅行について免除した方が良くは思っていますが、先ほどアンケートにもあったように、ファミリー層が非常に多いという沖縄の特性を考えると、一定の子どもとか年齢の考え方を持った方がいいのではないかなと思うのが一つ。

それともう一つは、前回も申し上げたように、金額で切られると非常に料金の可変が大きくて、事業者の負担が非常に大きいので、やるのであれば金額の免除というのは反対します。その上で、先ほど徴税コストの話がありましたが、コスト以上に、例えば 200 円という金額は払っても良いというアンケート結果が出ているのであれば、まずは 200 円を仮置きして、それで税収がどれだけ増えるのか。コストの話だけでなく、200 円、課税免除とした場合には、徴税コストが 1.6 億円増えますが、それ以上におそらくここに書いてある割合を 76% が 1 万円未満いるわけですから先ほどの試算から言いますと、2,500 万人泊で 200 円とったとすると 50 億円あって、そのうちの 76% が 1 万円未満を切ると喪失してしまうという話になってしまうんですね。だから 2.5 億円増えることがどうかではなく、増える方を重視した方がいいのではないかなと思っております。収支の方を出しておくべきではないかなと思います。

#### ○石坂委員

関係機関として私の方で今、OCVB の観光目的税のワーキング委員会を開催しておりまして、提言書の案が出てきていますので、ここで発表させていただきたいと思っております。

観光目的税の導入についてということで、沖縄観光は本県経済の牽引役として、着実に発展しております。観光客の増加等に伴い、多様化するニーズへの対応や県民生活への負荷、環境等への影響など顕在化する様々な課題に的確に対応する必要性が出てきています。今後も世界に誇れる観光リゾート地の形成に向けて、沖縄観光がさらなる飛躍を目指すとともに持続的な観光振興を実現するため観光目的税制度・宿泊税に関し、大きく分けて 3 つの提言をします。

まず 1 つ目が、対象と導入時期ということで、宿泊客が受ける行政サービスの部分から見ると、宿泊施設の種類等により変わりはないということで、税の公平性の観点から民泊も含めた全ての宿泊行為を対象とした制度とすること。また、導入時期ですけれども、2020 年 3 月末の那覇空港第二滑走路の供用開始や、2020 年東京オリンピック、パラリンピック競技大会の開催等に伴い、沖縄観光も新たなステージを迎えることが想定されることから、2019 年度までに制度を導入すること。

こちらは、先ほど導入が急がない方がいいという話もありましたけれども、導入が遅れることで、様々なサービスが低下して、観光客が減少するということも考えられますので、当然、今まで東京や大阪、京都等は 20 年前から様々な検討をされてきてこういふかたちで導入されていますので、もちろん謙虚な気持ちは大切かと思っておりますけれども、観光客のために導入されるという説明をしっかりとしながら導入を早い段階でできればと考えております。

そういう考え方で、持続可能な観光振興を実現するためということで、観光客の満足度の向上や観光と県民生活の調和、観光産業従事者の QOL の向上を目的として徴収する税であることを踏まえ、税収が確実に観光分野の課題解決のために活用されるような制度とすること。また、観光をめぐる状況の変化に的確に対応した施策を展開するため、観光関連事業者を構成員に含んだ観光目的税を財源とする

予算の編成や事業の検証などを行う委員会を設置すること。

3つ目が、災害対策とあくまでも県予算とは別という意味で、観光客や観光産業を守るための平常時の減災対策、危機対策への準備、危機への対応及び危機からの回復といった観光危機管理を確実に、かつ、迅速に行うため、基金の積み立てにより安定的な財源を確保することということの3つを大きく分けて提言する予定となっておりますので、皆様ご参考にしていただければと思います。

#### ○湧川分科会長

もしワーキング委員会でまとまったのであれば、次回、今の資料を配付したほうが分かりやすいのかなと思いますので、できればよろしく願いいたします。

#### ○小田委員

課税免除の修学旅行の件は、第3回の分科会で考え方を示したいということでしたけれども、前回も申しあげましたように、税ではございませんけれども、空港使用料を今年各空港が取るようになりました。その結果、旅行会社さんがその空港施設使用料を上乗せして学校への要望をあげたんですけれども、結果として旅行会社さんが負担せざるを得なくなったというケースが頻発しておりました。当然2019年度ですとか早めということもあると思いますけれども、修学旅行を課税対象とした場合には、旅行会社の負担が大きくなる可能性もございますので、導入時期については、時間を取らないと旅行会社の負担が増えてしまいますのでご検討いただきたいということです。ちなみに修学旅行は約2年前から受注が開始されますので、それから上乗せができないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

続いてあと2点ですけれども、定額か定率かということで、前回旅行会社として一体どうなっているのかという話をヒアリングするようということでしたので、お伝えいたしますと回答が8社ということになっておりますが、8社とも定額が良いというような回答でした。これは先行する自治体が全て定額ということもありますので、当然システム対応というのが6社、あとはお客様への説明徴収が簡単ということで2社ということになっておりました。

そして、あと徴収方法というか結果としてパッケージ商品については、旅行社がほぼ徴収しているという状況ですけれども、募集型旅行企画については、対象となる旅行会社は7社だったのですが、それは全て預かり金対応していると。一方宿泊単品については、7社中5社が預かり金、旅行会社が徴収し、2社が現地払い対応ということになっているということですので、よろしく願いします。

あと3点目ですが、税率設定に係る実務上の論点。この徴税コストというのは、非常に分かりやすく理解ができたんですけれども、当然、費用比率はどうなっているのかと。税収試算が良い、税収コストがあり、費用比率があるということだと思いますので、当然徴収コストは限りなく低額であることが求められるということだと思いますけれども、当然、税収の費用比率はどうなっているのだろうと。そのあたりのところは正確に出されれば良いのではないかと思います。以上です。

#### ○湧川分科会長

今の件は、空港施設利用料というのは、各空港で適応されてくるという考え方ですか。

#### ○小田委員

先行して羽田空港が10年近く取っていると思うんですけども、今年度に関西、伊丹空港、仙台空港が相次いで導入されたということになっています。これが当年度中に施設使用料がかかるというものになったものですから、それが2年前に受注した修学旅行の価格に転嫁できなかったと言うケースがあったということになっています。

#### ○湧川分科会長

使用空港については、概ね施設使用料が課されると。そうするとその分の負担が、修学旅行に宿泊税がかかった場合に、また負担が大きくなるということになりますね。

#### ○小田委員

負担が大きくなるというか、結果として旅行会社として学校側にその費用を請求できないというケースが出たと聞いております。なので、お客様からすると、施設使用料も税金も同じ値上げというかたちになりますので、その辺の理解が得られなかったのが今回の修学旅行ということになっております。

#### ○坂本委員

先ほどの内容から確認して、例えば、増税する分に関して、支払いたくないのが3割という部分、私は逆に言うのですね、楽観主義者かもしれませんが、こんな乱暴な聴き方をして7割の方が払っても良いということ自体が逆にすごいなと。この聞き方だと、普通だと大概払いたくないのかなというところがほとんどなのかなということを考えると、7割の方は払っても良いというのは逆にあれですし、県内の方の徴税に関しても約50数%は賛成といっていますが、これは先ほどから白石委員が言っているように、域内税というかたちで自分たちも払うとなると、本当は大きく落ちてくると思います。

ホテル協会でも話をしている中で、概ねのホテルの回答としてはやはり定額で、しかも差を認めない金沢方式というかたちのものが大多数のホテルの意見ということで動いておりますので、会を代表してそこだけ申し上げさせていただきたいと思います。

#### ○湧川分科会長

坂本委員、今の件で、ホテル協会としては、定額で、課税免除が無しということですね。

#### ○坂本委員

白石委員がおっしゃっているようにパッケージとか何かで大体、沖縄来るとなると一人何万払う人たちが、そこで200円で右往左往することはないと思いますので、先ほど聞かれたアンケートというのはあくまでも取りますという質問に対してだったら、そりゃ嫌だということになりますけれども、先程来言われている質問の内容を変えて、こういうかたちで使うんですということになればこの比率というのはかなり下がると考えています。



### ○湧川分科会長

今の意見で、それぞれございましたけれど、1万円未満を免除するということはない方が良いのではないかと。いわゆる免税点を設けず、全てのホテルから料金を徴収するというような意見が多い感じがします。

それと、税率についてはホテル協会を含めて、先ほどの小田委員の JATA ヒアリングからしても定額という意見が多いような気がしますけれども、これについて他にご意見はございますか。

### ○国吉委員

私も定額に賛成です。ただ、大阪みたいに7千円未満ですか。あれを基準にしてそれ以下は対象外だとかですね、そういうことはやらない方が良いと思います。とにかく発生したら掛かるというふうな、刻みの金額は出てくるかと思いますが、そもそもそういうインバウンドが急激に伸びたという背景があってですね、そういうところでインフラ整備とかそういったところにお金を使うということが出てくると思うんですね。今後の緊急体制だとかインバウンドの災害時の対応とかですね。どうしても沖縄県の方でも事業計画の中にそういったものが入っていくと思うんですよ。ボランティアをつくるとか、通訳の問題とかですね。色々なことが出てきますので、ですから沖縄でインバウンドというのは4、5千円というのが多くありますので、5000円未満というところとかで切らない方がよいと思われれます。

### ○湧川分科会長

概ねそのような意見が多い様に感じます。一つの考え方として、今の話を総合して、こういう考え方はいかがでしょうか。例えば宿泊者が享受する行政サービスというのは、宿泊料金に関係なく平等ということですよ。そのため、公平性を確保する必要があるため、免税点を設けない方がよいということですので、まずはそれを前提に検討した方がよいのかなと。そして、基本は宿泊行為に対しては、全て課税対象とすることからスタートして、その次に修学旅行であったり、先ほどの下宿であったり、政策的な面から何を除外すべきなのかと話を持ってきて、それを前提にした上で、実務のハードルが何なのかという検討を順序立ててやった方がわかりやすいのかなと。最初から免税点を設けるということではなくて、前提としては免税点を設けない、その中で政策的な面から何を課税免除にするべきなのか、そのあとに、税の技術的なところを考えて進めていけばわかりやすくなるのかなと思います。

それと税務課の方で、課税免除なしの時には、3.6億円の徴税コストがかかるということでしたけれど、この実数だけ見るとわかりにくいですよ。いわゆる税収総額がいくらあって、その中の何%が徴税コストなのか。この税収総額が膨らめば膨らむほど徴税コストが高くなるわけですから、その割合がどのくらいなのかということが重要だと思います。今の資料では判断しにくいと思いますので、税率に関してある程度目処が出てきた時に、全体としての税収がどのくらいあるのかを見た上で判断した方がよいのかなと思います。

あとは税率のところですが、これまでの話を聞いていると、定額の方がよいのではないかという意見が多いようです。

### ○白石委員

とりあえずは、シミュレーションしなければいけない。先ほども同じことを言いましたけれども、200円を払っ

てもよいというのが一番多いですから、とりあえず 200 円というのをやって、これで高いのか安いのか、これを取ると行くか行かないかを具体的にしないといけないと思いますので、次回までにそれで仮置きした方がよいと思います。

県民も対象ということですが、少なくとも域内事情ということで、県内の人たちが県内で宿泊をして、要するに需要活性化をするという域内需要の活性化という面からすると、課税対象から外した方が良く個人的には思っていますので、逆にそういった客体を入れることによって、そこが減らないというシミュレーションだと思いますので、1つの項目として検討に入れればいいのかと思います。これは個人的な意見なので、色々あるかと思いますが、どの客体に対して、課税免除にするとどうということが起こるのかという具体的にやると、これ現実的になってくるので、そこは修学旅行のみではなくて、客体別に少し考えた方がよいのではないかなと思います。県内は取らない方がよいのかなと思いますけれども。

#### ○小田委員

白石委員がおっしゃられたことに対して、県内と県外を分けて徴収するとなると、どういう手段があるのか。例えば旅行商品で旅行会社もしくは OTA が使う部分でいうと、おそらく住所まで入れていなかったと思うんですね。その辺をどうするのかというのは、旅行会社、OTA 含めて、どの人を取るのか、どの人からは取らないのかという、結果、ホテルの場合はレジカードで把握するというところだと思いますけれども、旅行会社が預かり金を取る場合に、どう取るのかというのは課題になるのは間違いない。

#### ○坂本委員

現場から言いますと、ハワイとかでもありますよね。免許証を見せるということになるかと思いますが、OTA とかの段階でも県外ですか、県内ですかという項目を設けていただいて、やるということで、チェックインの時に本当に県内の方かどうか免許証を見せてくださいといった対応になるのかなと思います。

#### ○湧川分科会長

それでは税率の件ですけど、私なりに考えてみたのですが、まずは、税の公平性というのがありましたので、公平性ということを見ると、本来は定率の方が望ましくなる。宿泊単価の高い人も低い人も担税力を考えた時に、公平に取れるのが、定率だと思います。ですが、先ほど説明があった通り、税の公平性や中立の原則、簡素の原則などを含めて考えて行くと、総合的な観点から、定額が良いのか、定率が良いのか考えなければいけないと思います。

そういったことから、先行自治体がとっている状況、例えば、倶知安町を除いて定額が取られていると、それから私が今調べている限りではですね、福岡県が観光振興財源検討会議で報告書をまとめているんですけど、福岡県も免税点を設けないということと、定額で行こうとしています。先行自治体とか福岡県の提言も参考にしながら先ほどの税の原則を踏まえて、総合的な視点から定率が良いのか定額が良いのか検討する必要があると思います。それを検討するためには具体的にどのくらいの税収になるのか、税のコストがどれくらいかかるのか、もしくは宿泊事業者の負担がどうなるのかという比較できるものがあると、どちらが好ましいのかというところが見えてくるかと思いますが、次回にその辺りを比較できるような資料を作成い

ただければ議論が進むのかなと思っております。

#### ○坂本委員

先ほどの払いたくないというところ以外の 100 円 200 円を足すと約 4 割の方が 200 円までなら OK なのかなというところになっているかと思えます。200 円で金額の差をつけないというかたちは、それは公共の施設を使うというときに、「お前 5 千円以下で泊まってんだから使えないよ」とか、「1 万円以上なら使ってもいいよ」とかそういうことはあり得ない訳なので、やはり公平の部分でいくと公共のところ、環境のところを整えるということになれば、5 千円の方でも 1 万円の方でも 5 万円の方でも同じ。その公平性から行くと、定額一律 200 円で計算して頂くというのが一つ論点では比較しやすいのかなと気がします。

#### ○湧川分科会長

それでは、一律 200 円というパターンのもと、例えば比較するために京都の 2 万円までが 200 円、2 万円から 5 万円未満が 500 円、5 万円以上を 1,000 円という 2 つのパターンをお願いします。

#### ○白石委員

試算の意味でやるというのはそれで良いんですけど、結局計算すれば増えるだけの話なので、多い方が良いに決まっていますけれど、そのあとの何に使うかという予算規模の議論というのが、多分出てくると思うので、最終的には何に使いたいのかというのがこのあと出てきて、それに合わせて必要な財源の金額も確保する中で、最大 200 円ならそれでいいという中で、議論を組み立てて行くというふうになって行くのかなと思っていますので、一旦はその金額を入れたシミュレーションを行なった上で、次の議論に行った方が良いのかなと思います。

#### ○湧川分科会長

比較という意味で、一律 200 円というパターンと京都のパターンでやった時にどれくらいの税収の差が出てくるのかということ、併せて事務局の方でこの観光目的税による新たな観光事業というのがある訳ですよ。その事業規模が、10 億なのか 20 億なのか 50 億なのかですね。それがわかるとそのバランスでもって、200 円でそれが達成できるのか、もしくはそれで足りない税収となるのか。そうすると京都みたいに 200、500、1,000 と設けて、税収を増やす仕組みが必要となってくるのかという検討ができると思いますので、この 2 パターンでシミュレーションを作ってもらおうということで、よろしいでしょうか。

#### ○石坂委員

今の件について、基本的には賛成ですけども、シミュレーションをかけて、ここに書いている通り、本当に 2 万円以上が 5 % しかないということで、その 5 % がどのくらい税収が上がるのかということ、あとはまだけの話でなくて、これから 10 年と続いていきますので、それをトータル的に考えた時にランクの高いラグジュアリーのホテルがこれから建ってきますので、その辺の部分も考えながら設定して行くというのは大切なかなと思いますので、それだけの価値があるかどうか一度シミュレーションを立てて、一度数字を見た上で改め

て一律にした方が良いのか、または段階的にした方が良いのか決めた方がいいのかなと思います。

#### ○白石委員

税収を何に使うのかという中で、ハワイが全部良いというわけではありませんが、考え方としては、非常に参考になります。ハワイの観光政策では、多くの費用をかけてマーケットリサーチを行っています。また、住民の観光に対する満足度調査を半年に一回行い、ハワイの観光というのを住民と接点を作っている。そこの中のリサーチの部分が現在の検討会の中では大きく欠落していると感じます。県の持続可能な観光の勉強会でもリサーチを短い間でしっかりやっていった方が良いということも出ていました。この点が圧倒的に沖縄県とハワイ州の違う部分で、お客さんと住民の皆さんとの距離感を図っていく上で必要だと思いますので、その部分は大きな事業項目として入れてもらいたいというのが1つ。ちなみに、県の皆様も満足度調査の回答が出ていますがハワイは半年に1回行なっているようです。マーケット、お客様に対する調査も毎月行なっているようです。もう1つ市町村の部分、これだけ分散して宮古とか石垣とか市町村の部分の配分について検討すべきと考えます。ハワイの例で言うとTATの中から550億あるうちの100億くらいは市町村に回っているそうです。それから120億くらいは観光の振興に使われている。その他の部分は基本的には一般財源というかたちで使われているという区分がなされているそうです。新しい制度設計のタイミングにそういうところをしっかりと議論に入れて、使途目的の中で欠落しているところがないかしっかり行なっていただければと思います。

#### ○湧川委員分科会長

今の件は、使途事業の柱としてしか書いていませんけれど、その中には今の部分も含まれていると理解しておりますので、それは別途予算編成という細かいところに入ってくるかと思いますが、事務局でも検討をお願いしたいと思います。

それでは、先ほど話した通り、税額については200円というものと京都方式の200、500、1,000と税率の基に具体的な試算額も含めて、それから課税免除、そして詳細な考え方も次回の分科会で示していただきまして、次回で課税客体、課税免除、税率について決定するというところでよろしいでしょうか。

それでは次の会議次第3の制度設計の中の使途について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3「観光目的税の制度設計について」及び資料3-1「観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）」について」の項目5等を説明）

#### ○湧川分科会長

ただいま事務局の方からから税収の使途について、論点5-1から5-8に対する県の考え方と観光目的税の活用イメージについて説明がありました。その観光目的税を活用する具体的な事業については、観光目的税制度適正運用・検証検討委員会、仮称なんですけれども、それを設置して予算計上の前年度に審議していただき県はその結果を尊重するとのことでした。

参考までに市町村に関することですけれど、今、伊是名、伊平屋、渡嘉敷、座間味の方で行う、通称入島税、正式には環境協力税というかたちで徴収しております。それから石垣市が入島税を検討するというので、今年6月に市長が議会で答弁しています。それから恩納村の6団体が観光目的税の導入に関する提言書を村長に提出しておりまして、村長はそれに対して、来年1月に審議会を設置して検討を深めていきたいというようなコメントがあります。要は、県が観光目的税を新設することに合わせ、市町村も対応してくる。それに対して、どのような対応をして行くべきなのかということなんですけれども、ちなみに福岡県と福岡市が新聞で取り沙汰されていますけれど、その福岡県の観光振興財源検討会議の報告書を少し読み上げます。

宿泊税については、観光地と宿泊地が異なる場合の受益の負担の関係、特別徴収税として飲食、宿泊行為に対して、県税として課税していた地方税の仕組み、税源の偏在性等を考慮すると、県税として課税した上で税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討する事が必要ではないか。ただし、今後、課税自主権に基づき、市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担が生じないよう、例えば、新たに導入する市町村の税率を一般200円、原則200円のを100円に下げて負担を軽減する。特例措置を設けるとか工夫が必要なのではないかというようなものを報告書にて説明を加えているということになります。

今、どこまでの使途を決めるかというのは、すごく難しいところがござまして、細目については先ほどの運用検証検討委員会の方で審議していただくということになっていますけれども、活用イメージの方が分かりやすいかもしれないですね。例えば、活用の優先順位であるとか使途事業の柱であるとかその辺について、何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

#### ○坂本委員

ホテル協会のところでも活用に関する話が出てきました。観光誘致というものに関しては、すごく言葉が難しいんですけども、誘致活動に関しては、OCVBも含めて別途予算を組んでいることもありますので、今回の宿泊税に関しては、基本的にはいらっしゃっている方の環境整備という部分。それとオーバーツーリズムに対する県内の方への利用に使っていただきたいというのが大半を占めておりました。

観光プロモーションという名前の中に、例えばナイト施設の拡充であったりとかというのは、来た方の満足度を上げるために重要な部分。でもそういう意味で逆にいうと誘客というところとなると、非常にそこらへんの仕切りが曖昧なんですけども、基本的に我々が誘客でしよと言っているのは、例えばこの中にも出てきますPR活動で海外に行ったり、県外に行ったりとか、あとは誘客用のプロモーション費用とかいうものは違うのかなということになっています。

それと、ホテル協会のメンバーは恩納村の方もいらっしゃいますし、離島の方もいらっしゃって、今回県に対して、きちんと説明ができていますのかどうかという事がすごく不安な部分という意見が出ました。と言いますのが、離島エリアから県の方できちんと割合負担、要は払った後に対しての負担金がどのくらいの利率で戻ってくるのかというのが分からないので、俺たちは先にやるぞと、県より先にやるぞというような過激な意見が若干出ています。要は県で取られると、自分たちは二重課税になってしまう可能性があるんで、そここのところもできなくなる可能性があることから県に先駆けてやろうというような動きもあります。そうなるときちんと県

が、福岡市と福岡県の話もありますので、きちんと市町村の意見をまとめていただく事が懸念されましたので、ホテル協会としてはエリアも含めてまとまりができていないというようなところが意見としてありました。

#### ○湧川分科会長

そのところがとても難しくなってくるかなと思います。今すでに検討している市町村、これから検討する市町村もあると思いますが、いわゆる課税自主権というものがある、市町村も独自に観光目的税を導入できる状況にあります。これを県が導入してはダメだと言えないという事がございます。一方では、福岡県が説明されているように旅行者に過重な負担とならないということが、また沖縄の観光を進めていく上で非常に大事な要素となると思いますので、県の方でどういったかたちで市町村と意見交換した方が良いのかわからないですけど、例えば今議論を進めている恩納村もしくは石垣市の考え方というものがある程度把握した上で、それを県の目的税の考え方にどのように反映させていくのかというところが、非常に難しいところかなと思いますので、意見交換会はできるだけ早い時期でやった方がいいかなと思います。どちらが先にやるという競争になってはいけないと思いますので、大きな目的は沖縄の観光を進めていくという目的は変わらないと思いますので、市町村と県の取り組みがうまくいようなヒアリングというのをやっていただければありがたいなと思います。

#### ○石坂委員

先ほども少し話させていただきましたけれども、観光目的税のワーキング委員会をビューローの方で今開催していましたが、意見として色々挙げておりましたが、使途の部分ですね。前回の意見を訂正して、観光事業者の経営安定化というのはやめようということを出していましたが、この部分も含めて我々の考え方というのは、まず持続的な観光振興を実現するということを目的にしようとの中で、お客様の満足度、それから地域社会の調和、それからやはりもう1つ企業というよりは、観光産業に従事する人たちが幸せになるというのは変ですけども、沖縄の観光産業の中で働きたいという人が、常に増えていかないと観光振興、持続可能な観光振興が成り立たないということ、そういう意味も含めた受け入れ態勢の充実、強化ということであれば良いなと思うんですけども、そこを各委員から非常に出ていました。

それから具体的な内容としては、災害対策、これはもちろん県でも予算を組んでいるんですけども本当に有事の時にすぐに動ける財源が必要なので、その辺の確保。それからキャッシュレスとか、それから外国人観光客が増えていく中での観光案内所の整備とかに使っていただけるようにしっかりと委員会を設置して時代に合わせた使途をしっかりと作っていけるようにしてほしいと話がありました。

#### ○赤嶺委員

那覇市でも、福岡の事例について議員の皆様も把握している中で、やはり目的税の話が出てくる中では那覇市としてどうするんだという意見が出てきているのは現実的にあります。

また、今度、二次交通の問題として待機上の整備、乗降場の整備というのを進めていく中で、県との連携というものを議員の皆様から質問として出てきておりますので、検討会の中に市町村の皆様も入っていただくということもありがたいと思っております。

加えてですね、やはり重要なものは先ほど石坂委員からありましたとおり、市民、県民との生活環境が、観光客が増加することによって生じてきている問題がやはり市町村が一番ダイレクトにくるので、そこらへんの解消になるような事業、そこらへんも市町村連携の確認をしていただければなと思っています。

#### ○伊波委員

北谷町からでございます。市町村の意見ということで那覇市さんからもありましたけれども、やはり市町村の本音というのが、自分たちのまちで使えないかということがダイレクトな意見なのかなと思います。それが、先行して恩納村、他市町村も手を挙げているのかなというのが見て取れるかと思うんですけど、最近でも中部の広域圏市町村事務組合でも観光連携に関する部会ということで、共同事務に関することが議論されております。

先ほど、資料にもありましたように、各市町村の観光事業に対する財源のつけ方とか、観光政策の考え方というのが、若干ズレがある中でやはり観光振興を進める中では包括的に沖縄県として進めるテーマを各市町村で共通テーマを持ってやらないといけないことが必要なかなと。特に事業者の皆様にとっては、市町村は市町村で区切られている訳ではございませんので。ただ市町村は一つの殻が破れないところが少しあるのかなと思っています。これは、沖縄県でも観光案内所のあり方の検討委員会の提言ということで、空港の案内所についてもそうされた方が良いという提言がなされています。

私も北谷町は、那覇市にもありますが、JNTO 認定の観光案内所を有しております、そこでの案内業というのが街の案内を含めてなんです、他の街の案内、沖縄県の観光の案内が半数以上あると。これは、沖縄の観光のポテンシャルを上げているんじゃないかなと思っていますので、先ほど白石委員からもありましたように、市町村への配分というところでは、包括的な取り組みというのに着眼しながら財源の確保された方がいいのかなということがあります。

#### ○湧川分科会長

今お話を聞いてもやはりオーバーツーリズムに対する対応というのが、例えば県だけでできるのかということですよ。やはりそれぞれの市町村でも例えばトイレの不足であったり、駐車場の整備であったり色々あるかと思うんですよ。そうするとやはり市町村と協力しながらそのオーバーツーリズムの対応を解決していくという視点からすると、やはり市町村を対象に含めた観光目的税の利用について検討する必要があるのかなと。ただし、この観光目的税というのは、何に使っても良いというわけではなく、先ほどあった市町村事業に充てても誘客に使ってしまうと意味がない話ですよ。やはり市町村についても用途を制限して、しっかりと受入体制に使っていただくという考え方から進めていくということになるかと思いますが、要はどれくらいの税収が集まるのか、次回税収も示されるかと思いますが、市町村でどこまで対応できるのかというところが少しずつ見えてくるのかなと思っています。

#### ○花井委員

用途について、ここに至るまであまり話題になってこなかった視点として、すでにご承知かと思いますが、もと、主として自然を利用する野外体験観光というか野外体験活動が広く行われていて、そうした事業に

関連している人たちが自主的なルールを作って、一定の質を維持しながら、来る方にも満足していただけるような取組も進んできているのですが、この動きについては、画一というか上手く1つの考え方があるわけではなくて、それぞれが地域あるいは、団体で持ってルールをお作りになって進んできていると。何もないよりは、そうしたルールができることは結構だと思うんですが、そうした中で今後、一定のレベル、水準を維持する、あるいは、沖縄県として質の高いリゾートを目指すということだとすると、もちろんそういったところに持っていくためには一定の基準に沿った質の高いものという確保するという。

そこを個別のルールにそのテーマでというのはなかなかできないところがあって、例えばモニタリングというのはどこでも話題になるんですが、どういった体制でどういったことをやればいいのか、やることはやぶさかではないけれども何やればいいのかといったところも暗中模索の状態ですので、そうしたことについて、県としてバックアップできるような新たな仕組みをこうした財源を使ってやっていただけるとよろしいのではないかなと思っていますので、そうしたことについても検討対象としていただけるとありがたいと思います。

#### ○通事委員

活用イメージについていただいた資料は基本商工費、観光費という部分で出していると思うんですが、各市町村においては、一括交付金を使った部分が非常に大きくなってきていると思います。これまで一般財源でできなかった既存事業、できなかった部分を観光の視点であったりとかそういうものが一括交付金の中で手をつけ始めてきている部分が非常に大きくなってきていると思うので、視点としては交付金でどういったことを行なっているのかということも視野に入れていただいた方がいいんじゃないかなと思うのが一点。

そしてもう1点。そういう一括交付金であったりとか既存の事業の中で、整備をするのはみなさん整備をするんですがその先ですね。それを維持していくための部分が全然見えてこないし、そこに結局イニシャルは出します。でもランニングは出せませんというのが非常に多いんですね。その部分をそれぞれ市町村が負担しなければいけないというところがありますので、今回の目的税に関しては、整備だけではなく維持管理までに関してその視点は是非持っていただきたいなと思います。

#### ○湧川分科会長

今の話も重要なことです。なかなか維持管理には、国庫がつかないという現状がありますので、その辺が対象にできるのかどうなのかということを実際に事業作りの際に事務局の方でも是非検討していただきたいと思います。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。次が議題3の制度設計の5、名称についてでございます。事務局にて説明をお願いします。

#### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3-1「観光目的税制度設計に係る論点整理（県の考え方）」について）の項目6及び資料3-8「観光振興に係る法定外目的税の名称について」を説明）



### ○湧川分科会長

まず私の感想ですけれども、案1の場合には、いわゆる課税客体が分かりやすいと言います。何のために課税されているか、宿泊すればそれで課税されるということが分かりやすいと思います。一方では、2と3は、沖縄が目指す観光の方向性、観光に取り組もうとしている方向性が見えてくるというプラスアルファのメリットがあるような感じがするんですけれども、一方で気になるのは観光リゾート税、うちなー観光協力税という名称をつけると、例えばビジネスで来た方から、「いや、観光では来ていません」と言われたら説明が必要になると思います。よって、観光という言葉を使わずに工夫した名称をつけられないのかなと思ったりもしています。

宿泊税の方が全国でも使っていて利用する方も非常にわかりやすいと思いますけれども、デメリットは何に使うかという用途が税の名称からわかりにくいということがありまして、どちらがいいのか難しいところです。

是非、委員のご意見をお聞かせください。

### ○石坂委員

素直にこのまま観光目的税（宿泊税）ではダメなんですか。そういう考え方はないんですか。それが一番分かりやすい気がするんですけれども。

### ○事務局（又吉副参事）

前回もご提案あったんですけれども、やはり条例名としては、かっこ書きとかではなくて例えば、沖縄県宿泊税条例とか付けないといかないと思っています。総務省へ届けるのもそうやって届けないといけません。ただ、それとは別でどうやって説明するのかというのは、愛称ではないんですけれどもそういうのがあったかたちで、そして説明のPR用にはそういう説明書き、例えばかっこ書きですね。そういう書き方もできるのかなと。それは工夫なんですけれど、ただ、今ここで議論に挙げているのは、条例でどうするかというところを議論していただきたいということで、やはりどれもベストということではないかと思しますので、どうすれば課題が解決していくかというかたちで愛称を考えるとかですね、そういう工夫はしていきたいと考えております。

### ○湧川分科会長

わかりました。ここでは条例での名称という理解でいいですね。それでは、その前提でご意見があればお願いいたします。

### ○花井委員

1 回目の時の委員会で私は資料をあまり持たないまま来たんですが、これは一例ですので全てではないということはもちろんですが、参考というか名称はこれを見ると、先行していることは宿泊税ということで、これはこれで一つだと思いますけれど、もう少し沖縄がこれから目指す先とそれに関わってみなさんから協力いただくというか、あるいは協力ではなくても来る人たちが責任を持って、というレスポンスツーリズムというような観点も、沖縄に来て、沖縄の自然を楽しんでという人たちが、無縁ではないということを自覚していただく方が良いか、そういった機運をちゃんと持ってもらうというような、こういう税に対しては、あまり遠慮することでは

なくてちゃんと目的に沿った税ですよということが伝わるような名称でいいかなと思います。

その上でですけど、この頃、森林環境税というのが各都道府県、市町村で創設されてかなり時間が経って来ていますが、いくつか読みますね。水と緑の森づくり税、栃木の元気な森づくり県民税、清流の国岐阜森林博物環境税、豊かな森を育てる区民税、これは京都ですね。それから和歌山ですけども紀ノ国森づくり税、それから水と緑の森づくり税、他にも県によってまちまちの名称で一番多いというか、カテゴリー的には森林環境税が普通の名称ですけども、そうやって見てみると私は提案できませんけれども、アイデアありませんけれども、そういうのであれば分かるねというようなものがあってもいいのかなと思いました。

#### ○坂本委員

今のご意見はすごく良いと思うんですけど、なかなか使用目的が狭められてしまうことがあって、先ほどの用途に関して今幅広く検討している中で行くと、実際徴収する側からすると、宿泊税の方がお客様に説明もしやすいですし、なんで取るんだと言われた時に宿泊に関しての税ですという説明が一番しやすい。

それから宿泊税として徴収しているところはまだ少ないんですが、多分、今後オリンピックを境に宿泊税をどの県も取って来るかたちになるのではないかなと思います。その時に、よそと違う名前だとまた説明が必要になってしまう。もう宿泊税が一般的になってしまう時代がもうすぐ来るんじゃないかなと考えると、宿泊税が一番扱いやすいのかなと思うところはあります。

#### ○国吉委員

逆に宿泊税は、施設だけに使われるのではないのという誤解を生むのではないか。

#### ○湧川分科会長

これは前回の意見でも宿泊業者が使う金になっているのではないかという誤解を受けるということもありましたので、妥協案として、先ほど石坂委員がおっしゃっていたように宿泊税という名称にするが、かっこ書きにより観光目的税としてホテルで徴収している旨の説明を加えれば少しわかりやすくなるのかなと思うんですけどね。

今日の意見も踏まえて、事務局には恐縮ですけども持ち帰ってまた検討いただけますか。

時間が迫ってまいりましたけれど、ぜひともこれは言いたいとかあれば、お願いします。

#### ○與座委員

修学旅行の課税免除をご検討中との話があったんですけども、それに付随して業界の方でどのくらいのアイドルタイムがいただけるのかなということが実は話題になっておりまして、先ほど修学旅行は2年前から決定していく学校さんがありますよという話をさせていただいてんですが、例えば大口の MICE 並みの大会とか企画もののパッケージ商品だとその辺の造成は約一年前から造成に入らせて頂いているという現状がありますので、その点が一つとその他添乗員付きの旅行であれば半年くらい前からというような決定に至っております。この税の導入については 2021 年度から前倒しをできればとあり、これに関しては私自身

も業界としても賛成ではあるんですが、商品造成決定に係るアイドルタイムをぜひ念頭に入れて頂いて、例えば 2021 年度からやるとなれば、いまは 2018 年度ですから実際 2020 年度の修学旅行も決まっている学校さんもたくさんあるという中で、そういった決定した学校については免税の対象と検討していたかどうか、そういったようなことはぜひとも頭に入れておいて頂けるとありがたいなというふうに思っております。

先ほど小田さんがおっしゃっていた PSFC（旅客施設使用料）の件については、聞く耳を持っていただけなかったというのが正直なところですので、事前にこの場で言わせていただきますので、ぜひともご配慮いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○国吉委員

色々出てきましたけれど、市町村連携というすごく良い言葉が出ましたので、これはぜひともやっていただきたい。オーバーツーリズムの問題だとかいろんなことが一極集中するような観光地で、インバウンドも含めてこれから急激に出てくると思いますので、那覇と恩納村だけではないということ、県域全体で観光客がムラなく流れるように市町村と連携した新たな流れを作って欲しいと思います。その分には、色々予算の使い方、インシャルには公金は使えるけど、管理には使えないですとか、使い勝手が悪いというようなものもありますし、そういうのも加味しながら、本当に市町村に今まで観光客が行かなかったよねというような南部の村とか、そういうところにも流れていくようなものとしてほしい。そこにはもちろん商品作りとか人材育成とか各地で責任を持たなければいけないですね。そういったことにも充てるように県や OCVB の方でもしていくとか、観光団体も協会も含め、みんな協力して沖縄観光の流れを変えてほしいなと思います。

そういうことによって、利益を被ればみんなが観光で飯を食っているんだという覇気が出て、笑顔になる。そうすると、観光で働きたいということにもなっていくんじゃないかなと思いますので、この市町村連携はぜひともやって頂きたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

#### ○湧川分科会長

事務局の方では、その観光目的税の導入とあわせて、今のような新しい沖縄の観光を築いて行くような政策についても合わせて議論していただければ良いのかなと思っております。

それでは、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて次回の分科会で観光目的税の詳細がまとまるような資料を準備いただければありがたいなと思っております。

以上で分科会第 2 回会合を終了します。委員の皆様、円滑な会の進行にご協力頂きありがとうございました。